

特定障害福祉サービス事業所及び特定障害児通所支援に係る総量規制について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に定める「特定障害福祉サービス」および児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める「特定障害児通所支援」における総量規制について、下記の状況を鑑み、本協議会の協議結果により令和 6 年度の総量規制を決定・実施いたしたい。

記

1 総量規制の目的

特定障害福祉サービスおよび特定障害児通所支援(以下「特定障害福祉サービス等」という。)の適正な量を確保し、質の高いサービスを提供するため。

2 総量規制の対象となる特定障害福祉サービス等の種別

(1) 特定障害福祉サービス

- ア 生活介護
- イ 就労継続支援 A 型
- ウ 就労継続支援 B 型

(2) 特定障害児通所支援

- ア 児童発達支援
- イ 放課後等デイサービス

※ただし、共生型サービスの場合、または医療的ケアを要する障害児者(重症心身障害児者を含む)や行動障害がある障害児者を支援の対象とするサービスを提供する場合は、総量規制の対象としない。

3 総量規制を実施する際の手順

(1) 該当判定(実施時期: 年度末実績集計後すみやかに実施)

前回までの協議により、次の基準に達した場合に総量規制を実施するものとした。

【定員数と必要見込量を比較】

定員数 > 必要見込量(次年度計画値と実績値のいずれか多い方の値)

(2) 協議会報告

基準に達した特定障害福祉サービス等は、市障害者地域生活支援協議会 全体会(以下、「協議会」という。)において、総量規制の可否を協議する。

(3) 公表

協議会において総量規制の実施と決まった特定障害福祉サービス等は、市ホームページにて公表する。

4 特定障害福祉サービス等の現状

(令和6年3月31日時点)

	種別	市内事業所		判定	令和6年度計画値(人)	令和5年度実績値(人)
		箇所数	定員(人)			
1	生活介護	40	1012	>	860	837
2	就労継続支援A型	33	662	>	614	627
3	就労継続支援B型	50	1050	≥	1048	1026
4	児童発達支援	38	445	>	235	347
5	放課後等デイサービス	67	765	<	988	906

5 令和6年度における総量規制対象サービスについて

前項にて示された各サービス種別の定員数と令和5年度計画値[実績値]の比較結果から、令和6年度の総量規制については以下のサービスを対象としたい。

(1) 特定障害福祉サービス

・生活介護、就労継続支援A型

(2) 特定障害児通所支援

・児童発達支援

なお、令和5年度に総量規制の対象としていた以下のサービスについては、令和5年度末時点の実績数が定員数を下回っているが、令和7年度に導入される就労選択のアセスメントによって、A型を希望される人であっても、比較的障害の程度が重い人はB型を利用することが想定されるため、サービス確保の観点から、総量規制の対象から解除したい。

(1) 特定障害福祉サービス

・就労継続支援B型

6 総量規制の実施開始日

前年度の規制期間から続き、令和6年9月18日以降の申請より実施としたい。

(本協議会にて総量規制の報告後、約2週間の周知期間を置き実施予定)

7 参考

●前年度総量規制

- ・規制期間：令和5年9月20日（水）～令和6年9月17日（火）
- ・規制実施手順：定員数と計画値及び利用実績値を比較（令和6年度と同様）
 - ① 当該年度の定員数と計画値及び実績値を比較。
 - ② 計画値又は実績値が定員数を上回る場合、該当する特定障害福祉サービスについて、協議会報告し、協議会で認められた場合、総量規制を行う。
- ・結果：生活介護、就労継続支援A型及びB型、児童発達支援を総量規制の対象とする。

	種別	市内事業所		判定	令和4年度 計画値[実績値] (人)
		箇所数	定員（人）		
1	生活介護	42	1028	>	813[837]
2	就労継続支援A型	33	652	>	597[599]
3	就労継続支援B型	45	934	>	902[932]
4	児童発達支援	35	400	>	158[257]
5	放課後等デイサービス	60	660	<	816[825]

<添付資料>

- (1) 障害者総合支援法 第36条第2項/第5項、施行規則 第34条の20
- (2) 児童福祉法 第21条の5の15第2項/第5項、施行規則 第18条の30の2
- (3) 久留米市障害福祉計画等 該当サービス活動指標

●総量規制に係る各根拠法令

〈〈障害者総合支援法〉〉

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条 (中略)

- 2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条文及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

(中略)

- 5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

〈〈障害者総合支援法施行規則〉〉

(法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

〈〈児童福祉法〉〉

第二十一条の五の十五

(中略)

- 2 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

(中略)

- 5 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む地域（第三十三条の二十二第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十一条の五の三第一項の指定をしないことができる。

〈〈児童福祉法施行規則〉〉

第十八条の三十の二 法第二十一条の五の十五第二項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。